

事務連絡

平成21年3月31日

都道府県
各指定都市 児童福祉主管課担当者 殿
中核市
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課企画法令係
総務課少子化対策企画室企画調整係
総務課虐待防止対策室調整係
家庭福祉課企画係
保育課企画法令係

児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として
位置づけられた事業等にかかる税制上の取扱いについて

児童福祉行政の推進につきましては、日頃からご尽力を賜り、感謝申し上げます。

昨年11月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号。以下「改正法」という。）によって、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業及び小規模住居型児童養育が新たに第二種社会福祉事業として位置づけられたところです。

これらの事業及び児童家庭支援センターにかかる税制上の取扱いは、下記のとおりとなっておりますので、事業者への周知を図っていただきますよう、よろしく願い申し上げます。

記

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業及び児童家庭支援センター（以下「乳児家庭全戸訪問事業等」という。）にかかる税制上の取扱いは以下のとおりである。

(1) 法人税（法人税法第2条第6号、第7条）

社会福祉法人その他の法人税法別表第2に掲げる法人が乳児家庭全戸訪問事業等を行う場合、当該事業による所得については非課税

(2) 登録免許税（登録免許税法第4条第2項、別表第3）

社会福祉法人が乳児家庭全戸訪問事業等の用に供する土地建物の権利の取得登記を行う場合、当該取得登記については非課税

(3) 地価税（地価税法第6条第5項、別表第1）

乳児家庭全戸訪問事業等の用に供されている土地については非課税

(4) 消費税（消費税法第6条第1項、別表第1）

乳児家庭全戸訪問事業等として行われる資産の譲渡等については非課税

(5) 事業税・地方法人特別税（地方税法第72条の2第3項、第72条の5第1項）

個人又は社会福祉法人その他の地方税法第72条の5第1項各号に掲げる法人が乳児家庭全戸訪問事業等を行う場合、当該事業による所得については非課税

(6) 不動産取得税（地方税法第73条の4第1項第4号の2、第4号の7、地方税法施行令第36条の8第2項第3号、第36条の10第2項第6号）

乳児家庭全戸訪問事業等の用に供する不動産については非課税

(7) 固定資産税（地方税法第348条第2項第10号の2、第10号の6）

（別紙の表を参照）

①乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業（地方税法施行令第49条の15第2項第10号、地方税法施行規則第10条の7の3第12項）

社会福祉法人その他の地方税法施行令第49条の15第1項各号に掲げる者が、事業の用に供する固定資産で詰所その他これに類する施設の用に供する固定資産については非課税（「詰所その他これに類する施設」とは、例示として「詰所」を規定しているが、当該事業の用に供する固定資産全体を指す。）

②地域子育て支援拠点事業（地方税法施行令第49条の15第2項第10号、地方税法施行規則第10条の7の3第13項）

社会福祉法人その他の地方税法施行令第49条の15第1項各号に掲げる者が、事業の用に供する固定資産で相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産については非課税（「相談室その他これに類する施設」とは、例示として「相談室」を規定しているが、子育て親子の交流を行う場その他の当該事業の用に供する固定資産全体を指す。）

③一時預かり事業（地方税法施行令第49条の15第2項第10号、地方税法施行規則第10条の7の3第11項）

社会福祉法人その他の地方税法施行令第49条の15第1項各号に掲げる者が、事業の用に供する固定資産で居室その他これに類する施設の用に供する固定資産については非課税（「居室その他これに類する施設」とは、例示として「居室」を規定しているが、当該事業の用に供する固定資産全体を指す。）

④小規模住居型児童養育事業（地方税法施行令第49条の15第2項第8号、地方税法施行規則第10条の7の3第8項）

社会福祉法人その他の地方税法施行令第49条の15第1号から第4号までに掲げる者が、事業の用に供する固定資産で居室その他これに類する施設の用に供する固定資産については非課税（「居室その他これに類する施設」とは、例示として「居室」を規定しているが、児童の養育に供する施設その他の当該事業の用に供する固定資産全体を指す。）

⑤児童家庭支援センター（地方税法施行令第49条の12第2項）

社会福祉法人その他地方税法施行令第49条の12第1項各号に掲げる者が経営する児童家庭支援センターの用に供する固定資産については非課税

(8) 事業所税（地方税法第701条の34第3項第10号の2、第10号の7、地方税法施行令第56条の26の3、第56条の26の5）

乳児家庭全戸訪問事業等の用に供する施設については非課税

(9) 都市計画税（地方税法第702条の2第2項）

固定資産税が非課税となる土地又は家屋については非課税（(7)固定資産税を参照）

(注) 児童家庭支援センターについては、児童福祉施設への附置要件が廃止され、社会福祉法人以外の主体も設置可能となったことに伴い、社会福祉法人以外の主体が設置した児童家庭支援センターについても、従来の社会福祉法人が設置した児童家庭支援センターと同様の取扱いとなる。

問い合わせ先

○税制全般について

総務課企画法令係

TEL：03-3595-2491

FAX：03-3595-2668

○乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業について

総務課虐待防止対策室調整係

TEL：03-3595-2491

FAX：03-3595-2668

○地域子育て支援拠点事業について

総務課少子化対策企画室企画調整係

TEL：03-3595-2493

FAX：03-3595-2313

○小規模住居型児童養育事業・児童家庭支援センターについて

家庭福祉課企画係

TEL：03-3595-2504

FAX：03-3595-2663

○一時預かり事業について

保育課企画法令係

TEL：03-3595-2542

FAX：03-3595-2674

(別紙)

固定資産税・都市計画税の非課税の範囲

(※)表中、「法」は地方税法を、「令」は地方税法施行令を、「規則」は地方税法施行規則をいう。

	経営主体					非課税となる固定資産	根拠条文	
	社会福祉法人	民法法人、農協、生協	医療法人	学校法人	その他			
乳児家庭全戸訪問事業	非課税					都道府県又は市町村から委託を受けた場合、非課税	事業の用に供する固定資産で託所その他これに類する施設の用に供する固定資産(「託所その他これに類する施設」とは、例示として「託所」を規定しているが、当該事業の用に供する固定資産全体を指す。)	法第348条第2項第10号の6 令第49条の15第2項第10号 規則第10条の7の3第12項
養育支援訪問事業	非課税					都道府県又は市町村から委託を受けた場合、非課税	事業の用に供する固定資産で託所その他これに類する施設の用に供する固定資産(「託所その他これに類する施設」とは、例示として「託所」を規定しているが、当該事業の用に供する固定資産全体を指す。)	法第348条第2項第10号の6 令第49条の15第2項第10号 規則第10条の7の3第12項
地域子育て支援拠点事業	非課税					都道府県又は市町村から委託を受けた場合、非課税	事業の用に供する固定資産で相談室その他これに類する施設の用に供する固定資産(「相談室その他これに類する施設」とは、例示として「相談室」を規定しているが、子育て親子の交流を行う場その他の当該事業の用に供する固定資産全体を指す。)	法第348条第2項第10号の6 令第49条の15第2項第10号 規則第10条の7の3第13項
一時預かり事業	非課税					都道府県又は市町村から委託を受けた場合、非課税	事業の用に供する固定資産で居室その他これに類する施設の用に供する固定資産(「居室その他これに類する施設」とは、例示として「居室」を規定しているが、当該事業の用に供する固定資産全体を指す。)	法第348条第2項第10号の6 令第49条の15第2項第10号 規則第10条の7の3第11項
小規模住居型児童養育事業	非課税	都道府県又は市町村から委託を受けた場合、非課税				事業の用に供する固定資産で居室その他これに類する施設の用に供する固定資産(「居室その他これに類する施設」とは、例示として「居室」を規定しているが、児童の養育に供する施設その他の当該事業の用に供する固定資産全体を指す。)	法第348条第2項第10号の6 令第49条の15第2項第8号 規則第10条の7の3第8項	
児童家庭支援センター	非課税					児童家庭支援センターの用に供する固定資産	地方税法施行令第49条の12第2項	